

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）により、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し臨時特別の給付金を支給する。

1 支給対象者

- (1) 令和2年4月分の児童手当（本則給付）の受給者
- (2) 令和2年3月分の児童手当（本則給付／令和2年3月までの中学3年生に限る）の受給者

2 対象児童

- (1) 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
- (2) 児童手当の令和2年3月分の対象となる児童（令和2年3月までの中学3年生に限る）

3 支給額

対象児童1人当たり 10,000円

4 支給方法

(1) 一般支給対象者

支給対象者のうち、本区から児童手当の支給を受ける者（ただし、(2)に該当する者を除く。）には、次の手順で支給する。

ア 本区から一般支給対象者に対し、案内を発送する。

イ 一般支給対象者から令和2年5月22日までに辞退の申し出がない場合、児童手当の登録口座に口座振り込みにより支給する。

(2) 公務員支給対象者

支給対象者のうち、所属庁から児童手当の支給を受ける公務員で、かつ、令和2年3月31日時点で本区に在住する者には、次の手順で支給する。

ア 所属庁から公務員支給対象者に対し、申請書が交付される。

イ 公務員支給対象者は、本区が指定する期日において、当該申請書を本区に提出する。

ウ 当該申請書に記載された口座に口座振り込みにより支給する。

5 周知

区報（5月25日号）、区ホームページ、一般支給対象者への個別案内

6 今後のスケジュール（案）

令和2年6月 一般支給対象者への支給

公務員支給対象者の申請受付開始（終了；令和2年9月）

令和2年7月 公務員支給対象者への支給開始

令和3年3月末 口座振り込み手続き終了